

令和8年度 国立大学法人京都教育大学 附属学校園教員採用選考試験 実施要項

本学では、下記の要領で附属学校園教員採用選考試験を実施します。

記

1. 募集職種及び募集人員

- ①附属幼稚園 教諭 1名
- ②附属桃山小学校 3名
(教諭1名、養護教諭1名、栄養教諭1名)
- ③附属桃山中学校 教諭 2名
(保健体育担当1名、美術担当1名)
- ④附属京都小中学校(義務教育学校) 教諭 2名
(前期課程(小学校相当)担当1名、後期課程(中学校相当)美術担当1名)
- ⑤附属高等学校 教諭 3名
(地理歴史及び公民担当1名、理科担当1名、英語担当1名)
- ⑥附属特別支援学校 教諭 2名

2. 勤務予定地

- ①附属幼稚園(京都市伏見区桃山井伊掃部東町16番地)
- ②附属桃山小学校(京都市伏見区桃山筒井伊賀東町46番地)
- ③附属桃山中学校(京都市伏見区桃山井伊掃部東町16番地)
- ④附属京都小中学校 西エリア(1年～4年、京都市北区紫野東御所田町37番地)
東エリア(5年～9年、京都市北区小山南大野町1番地)
- ⑤附属高等学校(京都市伏見区深草越後屋敷町111番地)
- ⑥附属特別支援学校(京都市伏見区深草大亀谷大山町90番地)

3. 採用予定日

令和9年4月1日

4. 主な職務内容等

附属幼稚園

幼稚園教育要領の理念に基づいて教育を行うほか、幼児教育の理論及び指導方法に関する研究及び学生(教育学部、大学院連合教職実践研究科)の実習指導等を行うことを主な職務内容としています。

附属桃山小学校

- (1) 本校は教員養成系国立大学の附属校であり、教育の実験・実証並びに実習の機関として設置されているため、以下の3つのミッションを遂行してもらいます。
 - ①公立の小学校と同様に初等教育を推進する
 - ②全国の公立学校の先駆けとなるよう、教育の理念と実践に関する先進的な研究に取り組み発信する
 - ③未来の教員を育成するため、学生(教育学部、大学院連合教職実践研究科)の実習指導等を行う
- (2) 本校は教育の情報化を推進しており、ICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けた授業改善、研究活動に取り組み、教員自身の働き方改革にも取り組んでももらいます。
- (3) 将来の管理職候補となり得ることを見据え、以下のことを意識した働きが求められます。
 - ①広い視野で教育、組織を捉える
 - ②有機的な組織のコアとなり、教員組織の協働を円滑に機能させる
 - ③常に問題意識を持って課題解決に主体的に取り組む

附属桃山中学校

令和6年度入学生より附属高等学校との併設型中高一貫教育学校に移行し、中高6年間を通して、「探究」を軸としたカリキュラムの開発、その他様々な教育活動を展開しています。

教育の実験・実証並びに実習の機関として設置されているため、公立の中学校と同様の教育を行うほか、教育の理念と実践に関する研究・実証及び学生(教育学部、大学院連合教職実践研究科)の実習指導等を主な職務内容としています。

附属京都小中学校

義務教育学校に移行し、小中一貫教育の教育課程と学校システムの研究を進めています。小中の学校施設を一体化し、小中9年間を通して、児童生徒一人一人のキャリア発達能力に焦点をあてた教科授業をはじめ、様々な教育活動を展開しています。

教育の実験・実証並びに実習の機関として設置されているため、公立の小学校・中学校と同様の教育を行うほか、教育の理念と実践に関する研究・実証及び学生（教育学部、大学院連合教職実践研究科）の実習指導等を主な職務内容としています。

附属高等学校

令和9年度より、附属桃山中学校との併設型中高一貫生徒が本校に入学し、中高6年間を通して、「探究」を軸としたカリキュラムの開発、その他様々な教育活動を展開していきます。

教育の実験・実証並びに実習の機関として設置されているため、公立の高等学校と同様の教育を行うほか、教育の理念と実践に関する研究・実証及び学生（教育学部、大学院連合教職実践研究科）の実習指導等を行うことを主な職務内容としています。

附属特別支援学校

知的障害のある児童生徒に対して教育を行う特別支援学校です。小学部1年生から高等部3年生までの12年間を一貫として様々な教育活動を展開しています。それらの教育活動の中で、担任や教科等の指導が主な職務内容となります。その他に特別支援教育の理念と実践に関する研究・実証及び学生（教育学部、大学院連合教職実践研究科、特別支援教育特別専攻科）の実習指導等が職務として含まれます。

5. 応募資格

(1) 募集区分毎に定める教育職員免許状・資格を所有していること。

(令和9年3月31日までに取得見込の者を含む)

募集区分		教育職員免許状校種・教科、資格
附属幼稚園	教諭	幼稚園教諭普通免許状を有する者
附属桃山小学校	教諭	小学校教諭普通免許状を有する者
	養護教諭	養護教諭普通免許状を有する者
	栄養教諭	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 栄養教諭普通免許状 ② 栄養士または管理栄養士の資格
附属桃山中学校	教諭(保健体育担当)	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 保健体育の中学校教諭普通免許状 ② 保健体育の高等学校教諭普通免許状
	教諭(美術担当)	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 美術の中学校教諭普通免許状 ② 美術の高等学校教諭普通免許状
附属京都小中学校	教諭(前期課程(小学校相当)担当)	小学校教諭普通免許状を有する者
	教諭(後期課程(中学校相当)美術担当)	美術の中学校教諭普通免許状を有する者
附属高等学校	教諭(地理歴史及び公民担当)	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 地理歴史及び公民の高等学校教諭普通免許状 ② 社会の中学校教諭普通免許状
	教諭(理科担当)	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 理科の高等学校教諭普通免許状 ② 理科の中学校教諭普通免許状
	教諭(英語担当)	次の①②を <u>全て</u> 有する者 ① 英語の高等学校教諭普通免許状 ② 英語の中学校教諭普通免許状
附属特別支援学校	教諭	次の①②③のいずれかを有する者 ①小学校教諭普通免許状 ②中学校教諭普通免許状 ③高等学校教諭普通免許状

(2) 教育実践及び教育研究の遂行に意欲のある者。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当していないこと。

(4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下、「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

6. 応募書類

①履歴書・自己紹介書（別紙1-1～1-6）

※応募する附属学校園の指定様式を使用してください。

②教育職員免許状の写し または 教育職員免許状授与証明書の原本

※取得見込の者は、教員免許状取得見込証明書を提出

※更新講習修了者（または有効期間の延長、修了確認期限の延期、受講免除者）は、証明書の写しも提出

③教育研究活動の資料 または 記録等（研究論文、実践研究報告、指導案、ボランティア活動、課外活動、留学経験等）について、主なもの3点以内（写し可）と、それぞれに200字程度にまとめた要旨、概要を添付

④採用予定日（令和9年4月1日）時点で大学（学士課程または準学士課程）卒業後5年以内の者は、当該大学における成績証明書（大学卒業後5年以内に大学院で修学した者は、大学と大学院、両方の成績証明書）

*複数の募集区分に応募する方は、募集区分ごとに「6. 応募書類」の①履歴書・自己紹介書を作成してください。他の書類は1部で構いません。

7. 応募申込み方法

・受付期限 **令和8年8月18日（火） ※最終日17時必着**

・応募申し込みをされる方は、上記「6. 応募書類」を下記「8. 送付先」へ、期限までに到着するように郵送してください。

・直接持参しての応募は受理いたしませんので、ご注意ください。

8. 送付先

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地

京都教育大学総務・企画課人事グループ 宛

【注意事項】

・必ず**簡易書留** または **レターパックプラス** で送付し、封筒等の表面には「**（応募学校名^注）教員採用試験応募**」と朱書きしてください。

注：「附属幼稚園」、「附属桃山小学校」、「附属桃山中学校」、「附属京都小中学校」、「附属高等学校」、「附属特別支援学校」のいずれか記入

9. 試験日及び試験内容

第1次選考

応募書類により選考し、選考結果は、第2次選考の7日前までにメールまたは電話で通知します。

第2次選考 ※第1次選考合格者を対象に実施

試験日：令和8年9月20日（日）

試験内容：教養試験、小論文試験、適性検査、専門試験^{注1}

注1：専門試験は附属高等学校のみ実施

試験会場：京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1番地）

第3次選考 ※第2次選考合格者を対象に実施

試験日：令和8年10月12日（月）、10月18日（日）、10月25日（日）のうち、本学が指定する日

試験内容：集団討論^{注2}、模擬授業（模擬保育）、個別面接

注2：・附属高等学校は集団討論を実施しない

・試験当日の受験者数により、変更する可能性がある

試験会場：京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1番地）

10. こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の確認について

- ・本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪（参照条文：別紙3）の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本学の附属学校園教員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、あらかじめ採用選考過程において、履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

11. 労働条件

「国立大学法人京都教育大学教職員就業規則」及び本学諸規程によります。（詳細は別紙2参照）

12. その他

- ① 附属幼稚園教諭の応募者は、保育士・小学校教諭普通免許状を有することが望ましい。
- ② 附属桃山小学校教諭の応募者は、研究主任経験者が望ましい。
- ③ 附属桃山小学校教諭の応募者は、幼稚園教諭普通免許状を所持していることが望ましい。
- ④ 附属桃山中学校教諭の応募者は、中長期的に勤務が可能で、学校運営に関わる能力を身につけていく意思を持っていることが望ましい。また、採用後に附属高等学校へ併任となる可能性があります。
- ⑤ 附属京都小中学校教諭(前期課程担当)の応募者は、中学校教諭普通免許状を所持していることが望ましい。
- ⑥ 附属京都小中学校教諭(後期課程担当)の応募者は、小学校教諭普通免許状を所持している、または、特別支援学級での指導経験を有していることが望ましい。
- ⑦ 附属高等学校（地理歴史及び公民担当担当）の応募者は、おもに地理または歴史を指導できることが望ましい。
- ⑧ 附属高等学校（理科担当）の応募者は、おもに化学を指導できることが望ましい。
- ⑨ 附属高等学校の採用者は、今後、附属桃山中学校へ併任となる可能性があります。
- ⑩ 附属特別支援学校教諭の応募者は、特別支援学校教諭普通免許状を所持していることが望ましい。

13. 留意事項

- ① 応募書類は返却しません。
- ② 選考試験に係る交通費等は支給しません。
- ③ 「5. 応募資格」に定める教育職員免許状を取得見込で応募した者が、令和9年3月31日までに有効な教育職員免許状(または教育職員免許状授与証明書)の原本が確認できなかった場合は、採用を取り消します。
- ④ 採用までの手続において、応募資格を欠いていることが明らかとなった場合や、学歴、職歴、資格、賞罰、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があった場合は、採用を取り消します。
- ⑤ 公立学校教員等の地方公務員を退職し、引き続き本学附属学校教員に採用となる場合は、本学での退職手当等における在職期間の通算は行いません。

14. 問い合わせ先

京都教育大学 総務・企画課人事グループ

問い合わせは、電子メール（jinji@kyokyo-u.ac.jp）に限り、件名を「（応募学校名）教員採用試験問い合わせ」としてください。なお、選考経過等の問い合わせはご遠慮願います。

附属学校教員の労働条件等について

2026 年 7 月 1 日現在
国立大学法人京都教育大学

1. 雇用契約の期間

雇用期間の定めはありません。

採用後 6 ヶ月間の試用期間が設けられています。

定年年齢は 65 歳です。但し、生年月日が 1967 年 4 月 1 日以前の者は、年齢に応じ 61 歳から 64 歳の定年年齢が適用されます。（下表「定年年齢一覧」を参照）

○定年年齢一覧

生 年 月 日	定年年齢
1963 年 4 月 2 日生 ～ 1964 年 4 月 1 日生	61 歳
1964 年 4 月 2 日生 ～ 1965 年 4 月 1 日生	62 歳
1965 年 4 月 2 日生 ～ 1966 年 4 月 1 日生	63 歳
1966 年 4 月 2 日生 ～ 1967 年 4 月 1 日生	64 歳
1967 年 4 月 2 日生 ～	65 歳

2. 勤務校及び異動等について

採用された学校園（今回採用試験を受けた学校園）の教諭・養護教諭として勤務することとなります。

なお、本学教育学部や大学院連合教職実践研究科の授業担当及び学校実習指導等の兼務や、他の附属学校園への配置換えを命ぜられることがあります。

3. 給与について

○新卒初任給

学歴\勤務校	幼稚園	小学校、中学校、 義務教育学校	高等学校	特別支援学校
修士課程修了 専門職学位課程修了	約 319,000 円	約 319,000 円	約 319,000 円	約 343,000 円
大学卒	約 301,000 円	約 300,000 円	約 300,000 円	約 324,000 円
短大卒	約 276,000 円	約 276,000 円	－	約 324,000 円

上記の金額は、本給、本給の調整額、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当の合計額です。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等が所定の要件に応じて支給されます。期末・勤勉手当（ボーナス）は、年 2 回支給されます。（2025 年度は年間平均 4.65 月分、採用初年度は異なる）昇給は年 1 回です。

採用前に職歴等を有する者の初任給は、経歴等に応じ本学就業規則に基づいて決定します。

4. 労働時間、休日、休暇等について

労働時間は 1 日 7 時間 45 分（1 週 38 時間 45 分）です。休日は土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）です。但し、学校行事等により休日に勤務する場合があります。（休日振替での勤務）

なお、2026 年度において、附属幼稚園及び附属桃山中学校では、1 年単位の変形労働制を導入しています。

休暇には、年次有給休暇が年 20 日（4 月採用者の 1 年目は 15 日）、夏季等におけるリフレッシュ年次有給休暇（3 日）、8 月の一斉休業時の年次有給休暇（3 日）のほか、産前・産後休暇（各 8 週）、子の学校行事等の休暇（3 日）等の特別休暇があり、育児休業、介護休業等の制度もあります。

5. 福利厚生

本学の教職員として採用された日から、文部科学省共済組合に加入することとなります。

組合員とその家族（被扶養者）の病気・けが・出産・死亡及び災害などについて、給付を行います。また、老齢・障害・死亡に対する厚生年金法による給付を行うほか、国家公務員共済組合制度による退職等年金給付を行います。

文部科学省共済組合の組合員として、人間ドック受検費用の補助や住宅購入資金の貸付けなど、様々な福利厚生サービスを受けることができます。

雇用保険の被保険者となり、育児休業の場合等に給付を受けることができます。

大学及び附属高等学校から徒歩 10 分程度の場所に本学職員宿舎があります。

6. その他

公立学校教員等の地方公務員を退職して本学附属学校教員に採用となる場合、退職手当等における在職期間の通算は行いません。現機関で退職金を受け取った後、本学での採用となります。

※2026 年 7 月現在の内容で記載しています。就業規則等の改正により、変更する場合があります。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。